

耳河川漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁に関する制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の期間内でなければならない。

| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 |
|-----|-------|-------------------|
| あゆ | 竿釣 | 公表した解禁日から10月31日まで |
| | 投網 | 公表した解禁日から10月31日まで |
| やまめ | 竿釣 | 2月1日から9月30日まで |

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認取扱店に掲示して公表するものとする。

3 耳川のあさがせ止水堰堤より上流、新庄大橋から雲谷橋まで及び耳川橋より下流においては、投網によるあゆの遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区域 | 期間 |
|------------|-----------------|
| 耳川橋から下流の区間 | 10月1日から11月30日まで |

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児・小中学生のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ア イ以外の者

| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|-----|-------|----|--------|
| あゆ | 竿釣 | 1日 | 3,000円 |
| | | 1年 | 8,000円 |
| | 投網 | 1年 | 8,000円 |
| やまめ | 竿釣 | 1日 | 1,000円 |
| | | 1年 | 4,000円 |

イ 女性・障害者・高齢者

| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|-----|-------|----|--------|
| あゆ | 竿釣 | 1日 | 1,500円 |
| | | 1年 | 4,000円 |
| | 投網 | 1年 | 4,000円 |
| やまめ | 竿釣 | 1日 | 1,000円 |
| | | 1年 | 4,000円 |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 耳河川漁業協同組合（三方郡美浜町河原市 51-11-25）

イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

小林おとり店（三方郡美浜町新庄 76 - 43）

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、遊漁監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。

平成25年 9月 1日認可

平成27年 5月22日一部変更

遊漁承認証

表

裏

| | |
|-----------------|-------------|
| No | |
| 遊漁承認証 | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | |
| 記 | |
| 遊 漁 者 | (住所) |
| | (氏名) |
| 有効期限 | |
| 魚種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊漁区域 | |
| 遊漁料 | |
| 発行日 | |
| 発行者 | 耳河川漁業協同組合 ㊞ |

| |
|--|
| ◇注意事項 |
| 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。 携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に1,000円を加算した額を納付していただきます。 |
| 2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。 |
| 3 本証の使用は記名者本人に限ります。 |
| 4 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。 |
| 5 本証に組合印の無きものは無効として没収します。 |
| 6 本証の再発行はいたしません。 |
| 7 本証は、発行後の事故については補償、払戻し等一切いたしません。 |
| 8 夜間の遊漁は大変危険ですので、行わないようお願いいたします。 |
| 9 農作物を傷めないこと。他人に迷惑をかけないよう、釣りマナーを守って遊漁してください。 |
| 10 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。 |
| 11 降雨に関する注意報等が出ているときは、特に注意してください。 |
| 12 遊漁するときは、電線・落雷に気をつけてください。 |
| ◇当組合が行っている増殖事業及び漁場管理 |
| 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流等です。 |
| 2 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。 |

漁場監視員証

表

裏

| | |
|-----------------------------|------|
| No | |
| 漁場監視員証 | |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。 | |
| 記 | |
| 氏名 | (年齢) |
| 有効期間 | |
| 発行者 | |
| 耳河川漁業協同組合 ㊞ | |

| |
|---|
| 注意事項 |
| 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。 |
| 2 被取締者の請求のあるときはこの証を提示する。 |
| 3 取締りに当たっては、言語態度を穏和に接する。 |
| 4 取締りは公平にして厳重にしなければならない。 |
| 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。 |